

平成20年4月1日

久留米市共同企業体運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数その他共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領での共同企業体は、特定の工事の施工を目的としてその都度結成される共同企業体をいう。

(対象工事の種類・規模)

第3条 共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする。

2 前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、次の各号に掲げる規模のものとする。

- (1) 建築一式 設計金額が3億円以上
- (2) 土木一式 設計金額が1億5千万円以上
- (3) その他工事 設計金額が1億円以上

3 市長は、前項の規定にかかわらず、工事の工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認められるときは、共同企業体の施工対象とすることができるものとする。

(構成員の数)

第4条 構成員の数は、原則として2社ないし3社とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級及び第二等級に属する者の組み合わせとする。但し、久留米市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する主たる営業所を有する者のみを構成員とする場合、その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(構成員の資格)

第6条 構成員は少なくとも次の要件を満たす者とする。

- (1) 久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項の規定に基づき入札参加者名簿に登載された者

- (2) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (3) 全ての構成員が、同一工事で、他の共同企業体の構成員でないこと。

(共同企業体の届出)

第7条 共同企業体の代表者は、共同企業体の結成後、共同企業体協定書（第2号様式）を提出するものとする。

(共同企業体の資格審査等)

第8条 共同企業体の資格審査は、この要領に定める資格要件及び発注工事ごとに定める参加条件等について行うものとする。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

(出資比率)

第10条 出資比率の1構成員あたりの最小限度基準は、次のとおりとする。

- (1) 2社の場合 30%以上
- (2) 3社の場合 20%以上

(代表者の選定)

第11条 代表者は、同一等級の者で構成されたものにあっては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあっては上位の等級の者とする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(補則)

第12条 この要領により難い共同企業体の取扱いについては、久留米市資格審査等委員会要綱（平成27年4月1日施行）に規定する資格審査等委員会において決定するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(久留米市共同企業体事務取扱要領の廃止)

- 2 久留米市共同企業体事務取扱要領（昭和60年8月1日決裁）は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月21日から施行する。